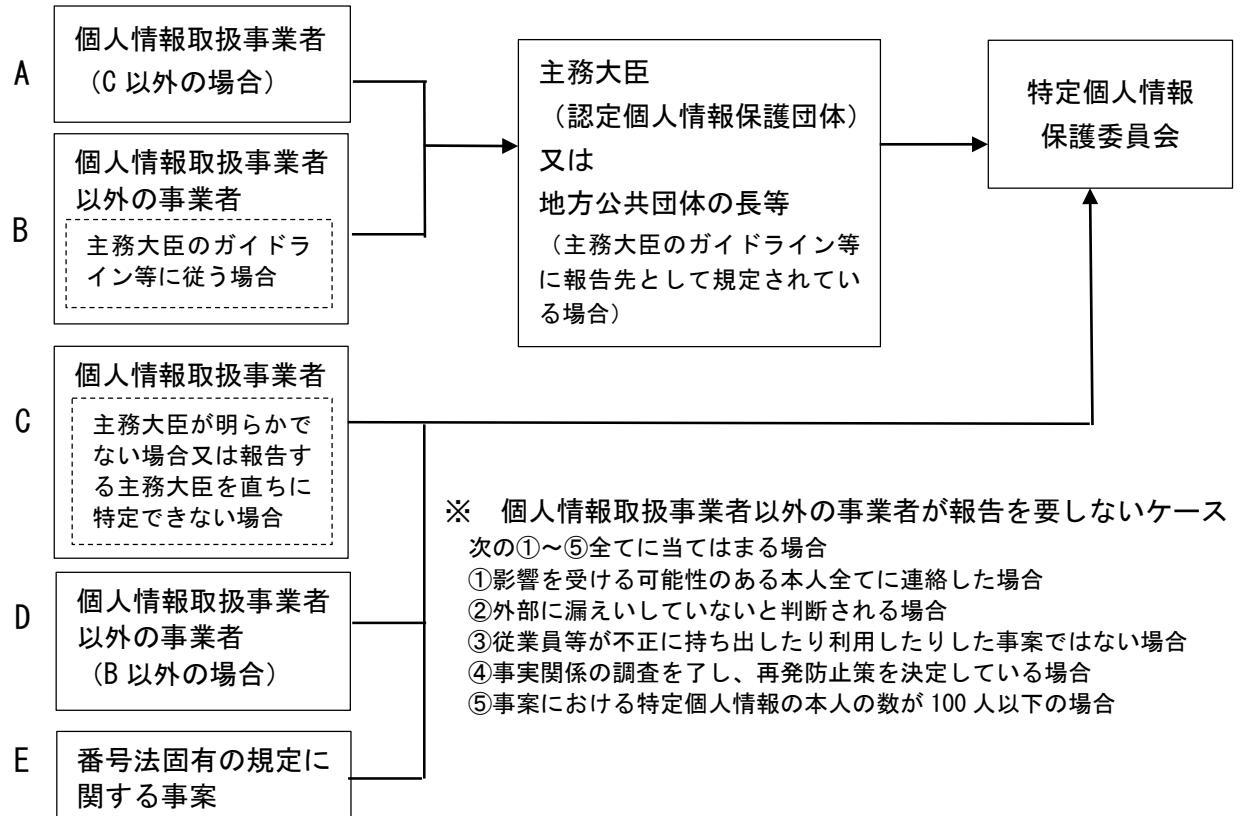


事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
(参考資料)

【事業者における報告の概念図】



注) 重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で直ちにその旨を委員会に報告する。